

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証の一齐更新及び高額療養費の見直しについて～

◆保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成 29 年 7 月 31 日で満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。7 月中に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

**新しい保険証の色は
黄色です**

新しい保険証の有効期限は、平成 30 年 7 月 31 日までです。
紛失したときや汚れたときは、再交付しますので役場窓口までお申し出ください。

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成 29 年 7 月 31 日で満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。新しい減額認定証の有効期限は保険証と同じ平成 30 年 7 月 31 日までです。

**新しい保険証の色は
橙色です**

引き続き交付対象に該当する方は 7 月中に保険証とあわせて減額認定証を送付しますので、8 月 1 日からは橙色の減額認定証をご使用ください。新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、役場窓口へ申請してください。

○減額認定証の交付要件

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ①世帯全員の所得が 0 円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下の方) ②老齢福祉年金を受給されている方

◆高額療養費の自己負担限度額が見直しされます

高額療養費の自己負担限度額が、平成 29 年 8 月から次のとおり見直しされます。

区分		1 か月の自己負担限度額（※ 1）	
		平成 29 年 7 月まで	平成 29 年 8 月から
現役並み所得者	外来 [個人単位]	44,400 円	57,600 円
	外来 + 入院 [世帯単位]	(医療費総額 - 267,000 円) × 0.01 + 80,100 円 (※ 2)	(医療費総額 - 267,000 円) × 0.01 + 80,100 円 (※ 2)
一般	外来 [個人単位]	12,000 円	14,000 円 (※ 3)
	外来 + 入院 [世帯単位]	44,400 円	57,600 円 (※ 4)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	外来 [個人単位]	8,000 円
		外来 + 入院 [世帯単位]	24,600 円
	区分Ⅰ	外来 [個人単位]	8,000 円
		外来 + 入院 [世帯単位]	15,000 円

※ 1 月の途中で 75 歳の誕生日を迎えることにより加入する方(障害認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が 1/2 に調整されます。

※ 2 多数該当(過去 12 か月に 3 回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4 回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額は、44,400 円です。

※ 3 1 年間(8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで)の外来の自己負担額合計の限度額が 144,000 円となります。

※ 4 一般区分においても多数該当(※ 2)が設定されます。